

石教互第28号
令和6年7月8日

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理 事 長 北野 喜樹
(公印省略)

教職員互助会モニターの募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、教職員互助会では、互助会事業の更なる充実を図るため、会員からモニターを募集・選任し、意見を聞く場として教職員互助会モニター会議を開催しております。については、下記のとおり今年度のモニターを募集しますので、会員に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1「令和6年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則次の区分により選任します。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任します。

選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)	
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校	2名以内
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校	5名以内
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等	1名以内
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計 24名以内	

3 応募方法等

別添2「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。

申込書は、教職員互助会ホームページの「お知らせ」又はスマートスクールネットからもダウンロードできます。

4 締切日

令和6年7月31日(水)

※令和5年度は会員にアンケート調査を実施したうえで、厚生事業等検討委員会を開催したため、モニターの募集及び会議は開催しておりません。

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 中村
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

(別添 1)

令和 6 年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目 的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図る。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニターミーティングに出席し、意見交換を行う。

3 モニターミーティングの開催予定

日時 令和 6 年 8 月 27 日 (火) 14:00 ~ 2 時間程度

場所 県庁行政庁舎会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定する。日程は、変更になる場合があります。

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

・県所管の学校等については職務に専念する義務の免除に該当（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 30 年石川県人事委員会規則第 5 号）第 9 号に規定する事由）

・市町所管の学校等については市町教育委員会にご確認ください。

5 報 酬 等

支給しない。ただしモニターミーティング出席に係る旅費は支給する。

6 任 期

選任の日から当該年度末日まで。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日に任期を終えることとする。

<参考>

令和 4 年度モニターミーティングについて

日時 令和 4 年 8 月 23 日 (火) 14:00 ~ 16:00

場所 県庁行政庁舎 14 階 1403 会議室

《 意見を取り入れて令和 5 年度から実施した事例 》

- ・ 10 年毎のリフレッシュ休暇取得者に、5 万円から 10 万円を給付。（給付金は、会員が退職または転出する際に給付する「退職給付金（長期掛金累計額）」から控除する。）
- ・ 施設利用補助対象に志賀町の「フレア」、小松市の「小松市総合体育館」、かほく市の「ジョイアクロス」の 3 施設を追加。

<その他>

別紙「令和 4 年度教職員互助会モニターミーティングの概要について」を参照。

(別添 2)

モニター申込書

一般財団法人石川県教職員互助会のモニターを申込みます。

令和 6 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長 様

所属所コード							
所 属 所 名							
会 員 番 号							
職 名							
氏 名	印						

※氏名を自署する場合は押印不要

令和4年度 教職員互助会モニター会議の概要について

開催日時 令和4年8月23日(火) 14時～16時

場 所 県庁行政庁舎 14階 1403会議室

出席者 11名

議 題 互助会事業について

○会議内容の概要は以下のとおり。

ご意見等	事務局の考え方
<p>【厚生事業】</p> <p>○施設利用券等のデジタル化について</p> <ul style="list-style-type: none">・持ち忘れを防ぐのに、施設利用券のデータ化や映画鑑賞券のデータ化はできないか。	<ul style="list-style-type: none">・データ化は手法の一つではありますが、会員とその家族を限定とし、更に使用回数制限を設ける必要があり、それには個人認証のためのIDやPWの設定が必須で個人情報の管理が必要となります。また、デジタル化・アプリ化には初期費用及び毎年の更新費用が発生します。 さらに請求手続きが複雑化するので、必ずしも施設側が対応できるわけではなく、対応は難しいのが現状です。
<p>○施設利用のスキーリフト券について</p> <ul style="list-style-type: none">・1日リフト券の料金が今、一里野4200円でセイモア3600円となっています。H25までは補助額が600円だったのに、現在は400円と補助額が下がっています。もう少し補助額を上げることはできないか。	<ul style="list-style-type: none">・H26にスキーリフト券だけではなく、全体的に見直しています。幅広い年齢層、多種多様なニーズに答えられるようスキーリフト券の補助も実施しておりますが、限られた財源なので補助の増額については、会員ニーズや財務状況などを勘案していきます。
<p>○リフレッシュ・ライフ事業の復活について</p> <ul style="list-style-type: none">・昔は県内外のケビンを借り上げ、会員に斡旋して利用料金の半額を補助する互助会の手厚い補助事業がありました。利用するか、しないかでの差がある程度生じるのはやむを得ないと思うので、指定施設を会員が利用した場合に一定額の補助を出す、という形で復活させることはできないか。	<ul style="list-style-type: none">・H26にリフレッシュ・ライフ事業を廃止しましたが、その理由は①当時は限られた枠でありながら利用者の4割がほぼ同じ会員が連続利用し、利用者が限定されていたこと ②限定されているにもかかわらず補助単価が高かった という不公平感からです。 この事業はH25に校長先生、教職員組合などで構成する厚生事業検討委員会で検討した結果、H27に廃止にした経緯があり、復活は考えていないことをご理解ください。
<p>○映画鑑賞券斡旋販売について</p> <ul style="list-style-type: none">・もう少し簡単に、利用しやすい方法を検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none">・チケットの斡旋は、各映画館からの買取りで、しかも一定数以上の買取りが必要な映画館もあります。買取りは、希望者が少ないのでロスの生じるリスクがとても高く、年2回、機会を設け、互助会が会員から申し込みのあった分だけ各映画館が発行する映画観賞券を斡旋している現在の方式になったことをご理解願います。・コロナ前は接種日・会場を今よりも確保していましたので、ご要望は理解しています。 ここ数年、コロナワクチン接種も兼ねている委託業者が、そのワクチンの打ち手や会場の確保が困難であり、日程が十分にとれない状況になっています。・全ての申込みをWebに切り替えることは出来ないため、事務手続きはむしろより煩雑になると思われます。事務局の人員体制上も難しいことをご理解願います。
<p>○観劇等補助について</p> <ul style="list-style-type: none">・今年の県立音楽堂の対象公演の開利用を逸してしまったので、公演の追加補助をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none">・県立音楽堂の補助対象公演については、年度当初にお知らせした公演から、さらに確認できた時点で、アンサンブル金沢の音楽堂自主企画からフィルハーモニー・マイスター公演を中心に随時補助対象に加えています。所属所長宛て会員の方々にメールでお知らせしていますが、スマートスクールネットやHPなどでもご確認できます。ご利用いただき、対象の公演をご観覧された際には、是非申請ください。

ご意見等	事務局の考え方
<p>【給付事業】</p> <p>○出産補助金について ・出産補助において配偶者に扶養のあり・なしを区別する意義が時代と共に薄れてきつつあると思う。業務の精選にもなるので、扶養にかかわらない、と改めてはどうか。</p> <p>○リフレッシュ給付金について ・県職員互助会の給付事業に10年毎のリフレッシュ休暇制度活用時に10万円以内の給付制度があるが、行政職の場合、知事部局と学校間での出向があるため、バランスを取る意味と年休取得促進のため、県教職員互助会でも導入を検討したらどうか。</p> <p>○医療補助金「治療費補助」について ・保険外の「マッサージ」や「はり灸」を補助する治療費補助が一年度10回が限度となっているが、月に1度、年度12回にならぬいか。 ・(質問)①領収書で「治療目的の施術であることがわかる」には、どの程度の記載が必要か。 ・(質問)②印鑑省略の流れがあるが、領収書に施術者の自筆署名があれば押印不要か。</p>	<p>・出産補助金は、配偶者に扶養があるなしにかかわらず同じ金額を給付しています。税務署に申請時から会計上区分することが望ましいと指導されているため、区分しています。</p> <p>・県職員互助会が実施しているリフレッシュ休暇補助金については、退職されるときに会員の退職給付金から控除されています。県職員互助会の利用状況も踏まえて勉強していきます。</p> <p>・1回1,000円を年度10回ご利用で1万円になるということで10回を限度にしています。 なお、請求は保険診療については対象外なのでご注意ください。 ①施術目的については、「腰痛」「ひどい肩こり」など、簡潔・簡単な記載で問題なく受け付けています。 ②会員の自署は押印不要としていますが、施術者については自身の署名であるという確認が難しいことから、押印をお願いしています。</p>
<p>【新規事業】</p> <p>○広報について ・厚生事業の募集時などに「校務支援システムC4th(シーフォース)」と連携がとることができないか。 この「シーフォース」は毎日必ず開くように言われており、成績処理などにも使われています。恐らく小中学校で全県的に使用しているので、リンクを貼れないか考えてはどうか。 ・以下のことを考えてはどうか。 ①県民割のような会食に使える券 ②兼六園、21美の利用券 ③マッサージの割引券 ④スポーツジムの会員券の割引</p>	<p>・「校務支援システム シーフォース」の知識が全くありませんでした。貴重なご意見をありがとうございます。 現在互助会では、HPやスマートスクールネットを活用して募集等をしていますが、それらとの連携可能性などについて勉強したいです。</p> <p>①会食券は、互助会の目的である福祉の増進や教育文化と少し外れるのでこれまで行われなかった事業で、実施は考えておりません。②は、受け入れ側が対応できない状況です。③は、ほぼ同義の医療補助金の治療費補助で対応していただきたいと考えています。④は、例えばエイムなど1者限定にするのは地域の公平性から難しく、また利用施設を多数にすると財務状況の問題があるので、現在は施設利用券つづりの共通利用券でのスポーツジム施設利用で対応しています。</p>
<p>○並行在来線応援「北陸おでかけバス」利用補助について ・「のと里山里海号」利用補助をヒントに、北陸新幹線敦賀延伸に伴い北陸本線の金沢以西も経営分離されることから、在来線普通列車の利用促進のため土日祝日に販売している『北陸おでかけバス』を利用した会員・家族が、利用後に切符を貼って申請することで一定額を補助するのはどうか。ローカル線の利用者数増加、近隣観光地との交流、歴史や文化・風土を実地に学ぶ研修効果が期待できる。</p> <p>○男性の育児参加の補助について ・ジェンダーレスも大切だが、男性の育児休業をより促進させることを行ってもよいと思う。 ・補助金でのインセンティブ刺激ではない制度設計で、何か男性がより多く育児参加したり育児休業を得ができるような制度があればよいと思う。</p> <p>○主催事業について ・のとじま水族館の夜の水族館や、県立図書館のパックステージツアーなど県関連施設の催事を1回分、教職員互助会用に開催してもらうなど、教職員互助会員用の参加枠をもらうことはできないか。</p>	<p>・会員が利用したことを確認する必要があるため、まずは「のと里山里海号」の利用補助のように施設利用券つづりに含めて取り扱うことが可能かどうかから勉強します。</p> <p>・男性だけが補助を受けるのではなく、当会としては、男女の区別なくご補助できる事業を考えています。 なお、互助会では、男女を問わず育休中の掛金を免除して育休を支援しています。</p> <p>・受け入れる施設の事情なども鑑みる必要があり、参考意見とさせていただきます。</p>

ご意見等	事務局の考え方
<p>【その他】</p> <p>○施設利用券つづりの利用状況について ・厚生事業の施設利用券の使用状況はどのくらいか。</p> <p>○庶務事務システムへの掲載について ・教職員互助会からのお知らせは県職員の使っている庶務事務支援システムには出ていないようですが、掲載できないか。</p> <p>○死亡弔慰金の申請促進について ・死亡弔慰金については、会員の認識不足や当場の余裕のなさから申請に至らないケースがあるのではないか。給付金事業は申請主義が原則だが、当該会員等に対して互助会から申請を促す取り組みを行えはどうか。</p>	<p>・R2とR3はコロナの影響もあり、R3をコロナ前のR1との比較でみると、件数、金額ともに8割強の実績でした。補助を拡充したR4の4～7月の実績はR1の同時期と比べ、件数で約1.3倍、金額で約2倍であり、大変好評にご利用いただいています。</p> <p>・庶務事務支援システムは教職員は利用できず、また、教職員互助会が掲載すると県職員互助会と混同するため、掲載していないことをご理解願います。</p> <p>・会員ご本人以外のご家族についてまでは、当会では把握しきれることをご理解願います。</p>
<p>【認知度アップ・利用促進】</p> <p>・子供が小中高校生の会員と子育てがひと段落した世代の会員では利用頻度に差があるのではないか。手続きが煩雑になるかもしれないが、施設利用券つづりを受け取らない代わりに、別の形での補助を選べるような選択制をとることはできないか。 新潟県の先生から、自分の趣味の道具等の購入補助があると聞いたことがある。セカンドライフ、ワークライフバランス等のため、趣味に関する補助と施設利用券つづりを受け取ることの選択ができると全世代の会員に利用されるのではないか。 互助会事業などの認知度が低いことで機会を逸したということがないように周知の工夫が必要ではないか。</p> <p>・県立美術館などの県文化施設等への利用の自己負担が無くなつたことは、教職員が文化施設に足を向けてやすい環境となり、また職員のスキル向上のためにもよいと思う。ただ、自己負担額が無くなつたことをどれだけの会員が知っているのかが疑問です。</p> <p>利用促進のために、例えば、企画展や特別展の開会前に、開会周知と券の利用促進を直接、各会員個人へメールでお知らせするなどの積極的アピールが必要ではないか。</p> <p>・事務担当者から本人に各種祝品・補助金などの事業利用について連絡があるのか、また事業利用の場合、給付主体が互助会であることについての明確な周知はあるのかが疑問で、今一つ告知がなされておらず認知度が低いように感じる。 互助会が給付などの事業を学校事務員に周知し、いかに現場の皆さんを動かすかが課題だと思う。</p> <p>・先生方に余裕ができると利用度が高まると思う。また情報提供のタイミングも大切だと思う。</p>	<p>・新潟県のその先生が言っていたのは、当会では導入していない「カフェテリアプラン」のメニューに「物品購入補助」があると思われます。 当会では、世代間や年齢層あるいは地域間に偏りが出ないよう幅広く互助会事業を展開しておりますが、利用頻度の少ない会員に対しては、より利用してもらえるよう観劇補助や文化施設の利用拡充などに努めています。</p> <p>・他県では多様な趣味に対応するため、ご提案の購入補助があると考えていますが、本県での導入については、限られた財源の中で他事業とのバランスを踏まえ勉強していくたいと思います。</p> <p>・文化施設等の補助拡充を含め、事業内容については、①翌年度の変更内容の通知(3月上旬)や②年度当初の「事業のお知らせ」を各所属所長にメールし、その内容(添付ファイルなど)の所属内の会員への転送と周知をお願いしています。 また③HPやスマートスクールネットへの掲載に加え、④今年度は年度当初の高等学校長会 のほか、⑤全会員に配付している「福利いしかわ」にも旬な情報を掲載し、例年以上に積極的なアピールに努めています。</p> <p>さらに、H29から「施設利用券つづり」表紙のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、事業のお知らせを閲覧できるようにもしています。</p> <p>それでも一定程度存在する事業内容を十分に知らない会員に対して、今後も機会を捉えて様々な方法で周知に努めています。</p> <p>・まずは忙しい先生方に、どうすれば互助会の情報を見ていただけるかが課題だと考えています。</p>